

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和7年8月総会)

1. 開催日時 令和7年8月25日(月)
午後1時30分から午後2時18分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 13人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 6人(2番:藤本、4番:久保、11番:原田、15番:松本
16番:阿部、19番:大久保)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 10人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 6人(遠藤予志郎・毛利益三・山口泰範・住友武司・吉田 健
山尾雅康)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第30号 農用地利用集積等促進計画について

- 第5 報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第6 報告事項(2)農地の転用事実の照会について
第7 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 木内浩司
局長補佐 小松 晋
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和7年8月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、2番、藤本委員、4番、久保委員、11番、原田委員、15番、松本委員、16番、阿部委員、19番、大久保委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員10名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

議長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、1番、大塚委員、5番、安部委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
議第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第30号 農用地利用集積等促進計画について
報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしく
お願い致します。

それでは、議第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

まず最初に、議第28号、令和7年30番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1頁をご覧ください。令和7年30番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字西外、地目は台帳、現況共に畑、面積は、1,152㎡です。譲渡人は高齢のため農業ができず困っていたところ、譲受人との間で売買の話がまとまったとのことです。取得後はパイナップルの栽培をするようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。また、本日欠席の藤本委員から、現地確認をしたところ、何ら問題はないとの報告が事務局にございました。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から報告がありました、議第28号30番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号30番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第28号30番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第28号31番、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

31番でございます。位置図については、資料2です。申請地の所在は、山川町天神、地目は台帳は田、現況は畑、面積は464㎡です。譲渡人は鳴門市在住の高齢者で、農業経営の縮小を考えていたところ譲受人との間で売買の話がまとまったとのことです。取得後は、白菜、ダイコン、きゅうり、などの自家消費野菜を作付けするとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、12番、藤川委

員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番、藤川です。いま、事務局から説明があったとおりです。少しだけ補足説明をさせていただきます。譲受人は、今、作っているところが、作りにくいところで、今回取得予定のところ、自家消費野菜を作る予定とのことで、何も問題ございません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第28号31番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第28号31番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第28号31番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第28号32番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　32番でございます。位置図については、資料3です。申請地の所在は、山川町麦原、地目は、台帳、現況共に田、面積は849㎡です。譲渡人は、県外在住の高齢者で農業後継者がいないことから、申請地南側に居住する譲受人にもらってこないかとの話があり、贈与にいたったとのこと。取得後は、水稻を栽培する予定です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 　14番、原です。現在は、田でお米が植えられています。特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第28号32番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第28号32番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第28号32番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第29号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは、令和7年6番、中古自動車展示場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は2頁になります。位置図については、資料4です。
農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。
始末書の提出がありましたので、読み上げます。

始末書、土地所有者：住所及び氏名

転用する土地：吉野川市鴨島町西麻植字江川 畑864㎡、転用目的：展示場 上記、土地につき農地法第4条許可申請をしますが、農地法等の関係法令に関する知識がなかったため、母の時代に自宅の駐車場として利用を開始しておりました。

今般、私が母より当該土地を相続し、中古自動車販売の展示場にご利用することになりました。今後は、農地法等の関係法令を遵守し、二度とこのようなことを起こさないようにいたしますので、この度だけは、寛大な処置をお願い申し上げます。

ただいま読み上げました始末書のとおり、申請地は農地ではありませんが、転用許可を得ることなく、以前から、一部を駐車場として利用されていたようです。今回、中古自動車展示場の転用の手続きを進める中で、転用手続きが完了していないことが判明し、事後にはなりますが、今回の展示場部分とあわせて許可申請書の提出があったものです。

給水はなし。雨水は地下浸透させるとのことです。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、始末書のとおりの内容につき、追認許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、17番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番 江本です。始末書も添付されており、別に問題ないと思われれます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第29号6番、中古自動車展示場のための転用申請につきまして、

議 長 委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第29号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第29号6番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第30号、農用地利用集積等促進計画についてでございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の3ページをお開けください。議案書上段、31号を30号に訂正をお願いします。以降9ページまで同様に訂正をお願いします。農用地利用集積等促進計画についてですが、これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くものです。

今回の権利設定面積は、15件、29筆、合計面積28,344㎡、で詳細につきましては、議案書の3ページから9ページ記載のとおりでございます。以上の計画は、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条5項の規定による各要件を満たしていると判断されます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局より説明がございました、議第30号の、農用地利用集積等促進計画につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、採決を致します。議第30号について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第30号につきましては承認されました。

議 長 次に、報告事項(1)
農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(2)
農地の転用事実に関する照会について
報告事項(3)
農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局

まず、報告事項（１）農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出をしなければならないこととなっています。

それでは、議案書の１０頁をお開けください。令和７年２番及び３番、一括して報告いたします。位置図については、資料５です。

所在は、鴨島町鴨島字天神、地目は、台帳、現況共に田、面積は３６９㎡と３５６㎡でございます。転用目的は、駐車場及び看板設置場所、それと駐車場でございます。令和７年８月８日に届出が提出され、同日で受理、令和７年８月１５日にその旨を通知しました。

次に、報告事項の（２）農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から２週間以内に回答するものであります。

議案書の１１頁をお開けください。位置図については、資料６、議案書の最後のページになります。

照会地の所在は、鴨島町上浦字玉取に２筆あり、地目は、ともに台帳は畑、現況は山林、２筆の合計面積は１，５９０㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和７年８月７日付けで回答したものでございます。

最後に、報告事項の（３）農地法第１８条第６項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の１２頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、利用権設定の使用貸借による合意解約が１件１筆、賃貸借契約による合意解約が１件５筆、以上でございます。

議長

報告事項（１）（２）及び（３）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

- ・ 除外申請についての意見について
- ・ 地域計画についての意見について

議長

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後２時１８分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記
